

(2) 環境保全上の課題の選定

22 - 01 吉田川流域の徹底したアセスメントが必要である。

以上の観点(南・西地区の会場建設は吉田川流域の生態系を著しく破壊することが明らかであること、 9月の東海豪雨により吉田川流域でも数十箇所の崩壊箇所、土砂流出箇所があり、もし会場および回廊の建設が行われるならば、山崩れや土砂流出の予測と対策が講じられなければならないこと)から、会場建設の前に緊急に「水環境」水質、地下水、河川流量、水辺環境、「土壌に関する環境」地形、地質、地盤、土壌などの項目について重点的にアセスをやらなければならない。

《 見 解 》

海上地区は、BIE 登録申請書に盛り込まれた新たな博覧会計画に基づき具体的な会場計画等の検討に着手した段階であり、海上地区における博覧会開催による影響、会場建設工事による影響等については、計画の熟度が一定程度高まった段階に必要な予測・評価を行ってまいります。

検討状況報告書においても、海上地区については、これまでの環境負荷の低減の経緯を記載した上で、課題がまだ残されていることから、必要に応じ追加調査を行うとともに、環境配慮に努めていく旨を記載しております (p.26)。

22 - 02 p.26、「博覧会の開催により特に環境影響を及ぼすおそれが考えられる項目」を5項目に限定し、しかもその内容(環境要素)さえ削っている。例えば『準備書』p.151では自動車交通の発生についてはSO₂、NO₂、CO、SPM、騒音、振動の6項目を調査しているのに、今回はシャトルバスの運行でNO₂、SPM、騒音の3項目だけというのではあまりにも不十分である。

《 見 解 》

検討状況報告書は、重点的に早急に検討すべき課題について現段階の検討状況を取りまとめたものであり、現状の会場候補地周辺における環境基準の適合状況や、予想される影響の程度を勘案して、会場アクセスによるシャトルバス等の走行及び工事用車両の走行による影響についてはNO₂、SPM及び騒音の主要な3項目について検討しました。

なお、会場候補地周辺における現地調査はSO₂、NO₂、CO、SPM、騒音及び振動の6項目について実施し、これら6項目の調査結果は「(別冊)青少年公園環境調査結果」に記載しております。

22 - 03 p.26、「博覧会の開催により特に環境影響を及ぼすおそれが考えられる項目」を5項目に限定し、しかもその内容(環境要素)さえ削っている。例えば『準備書』p.151では処理水の放流についてSS、pH、BOD、N、Pの5項目を調査しているのに、今回はBOD、N、Pの3項目だけというのではあまりにも不十分である。

《 見 解 》

海上地区は、BIE 登録申請書に盛り込まれた新たな博覧会計画に基づき具体的な会場計画等の検討に着手した段階であること、また、青少年公園地区は、主として現状で平坦地となっている屋外の運動施設用地や既存施設を会場として活用する計画であることから、工事中における降雨時の濁水等の影響については、この報告書における重点的に早急に検討すべき課題として取り上げておりません。

なお、SS、pH、BOD、N、Pを含む生活環境項目の現地調査結果は「(別冊)青少年公園環境調査

結果」に記載しております。

22 - 04 アセスは出来るだけ生活環境にあわせたものを示して欲しい。特に交通渋滞の問題は深刻である。例えば、藤が丘から愛知青少年公園まで 20 分のところが万博開催時にはどれくらいになるのか。アセスとしての最低限度を示すのは必要であるが、交通渋滞は関心の高い日常的な問題であり、別枠での検討結果があっても良いと考えられる。

22 - 05 渋滞をアセスメントの項目に加える必要がある。住民生活に深刻な影響を与えるのは、渋滞という状況が大きい。特に当プロジェクトは生活圏の中を大量の車が移動するから不可欠と考えます。また、その予測地点は、断面 A,B,C のみでなく、より影響の大きい西方向に必要。(他に同趣旨 1 件)

《 見 解 》

博覧会開催時(2005年)には現在既に事業化されている道路ネットワークの整備等が見込まれており、このことを前提に博覧会計画が検討されていること、また、博覧会会場アクセスのシャトルバスは名古屋 IC 付近の力石名古屋線等の混雑が予想される地域を通過しないルートを選定していること等から、今回のシャトルバス等の会場アクセスによる影響の予測に当たっては交通渋滞の発生を前提とはしていません。

しかしながら、環境影響評価において大気質、騒音等を予測する際は、その前提となる交通状況を検討し、走行速度、交通量等の変化を考慮した上で予測することが必要になると考えます。本博覧会の環境影響評価における前提条件や予測地点については、今後も引き続き検討してまいります。

なお、工事中については、工事車両の適正な走行ルートの選定や工事量の平準化に努めることにより、本博覧会の工事関係車両による交通量の増加に起因する交通渋滞の発生防止に努めてまいります。

22 - 06 p.27、環境要素 - 影響要因マトリックスの表で、場外駐車場については「今後も引き続き検討し追跡調査で対応すべき課題」としているが、長久手町長の意見(p.付-9)を見るまでもなく、大きな問題となることは明らかなので、その具体的な位置、量を明らかにして渋滞問題とともに大気、騒音等について正確な環境影響評価をすべきである。事業を前提とした追跡調査で OK というわけにはいかない。

22 - 07 町内 2 か所に予定されている駐車場への車の出入りについて予測・評価を行うべきである。特に、丸根の駐車場は現在も渋滞しているグリーンロードへの影響が大きいことが予想されるので、ここへ至るルート上での予測・評価が必要。

《 見 解 》

場外駐車場の設置による環境影響については、現段階で計画が具体化していないことから、追跡調査の中で、必要に応じ、大気質、騒音等の予測を実施し、環境保全措置の検討等を行ってまいります。

22 - 08 地下鉄東山線沿線からのバス利用、タクシー利用による来場者の影響を考えることが必要。

22 - 09 藤が丘駅周辺の混雑状況の調査、予測が必要。

《 見 解 》

本博覧会開催期間中の地下鉄東山線沿線からの来場方法やその影響についても、引き続き検討してまいります。

22 - 10 p.36、会場アクセスによる影響だけは予測してあるが、工事中についても『準備書』と同様に予測・評価すべきである。

《 見 解 》

愛知青少年公園周辺における工事用車両の走行に伴う大気質、騒音等の影響について、検討すべき環境保全上の課題として必要な検討を行い、検討状況報告書に記載しております。

なお、工事用車両の走行ルートについては、現段階で具体的な走行ルートを想定することができないため、当面、3方面別に配分してそれぞれの断面予測を行っております。一方、面的予測については、博覧会会期中の会場アクセス予測のように検討状況報告書 p.61「図3-2-1 道路断面予測地点」に示した範囲(8km×8km)で予測を行うことができる計画段階に至っておりませんので、今後引き続き検討してまいります。

22 - 11 p.23、準備書段階までの意見として「関係地域の瀬戸市及び豊田市の市長意見を踏まえた愛知県知事の意見をいただいた」とあるが、知事意見がたった3行でまとめてあるのは不十分である。巻末の付録で通産大臣からの意見があるように、知事意見も正確に記載すべきである。

22 - 12 p.23、準備書段階までの意見として「関係地域の瀬戸市及び豊田市の市長意見を踏まえた愛知県知事の意見をいただいた」とあるが、瀬戸市、豊田市長の意見も記載すべきである。

《 見 解 》

準備書についての愛知県知事意見を踏まえ、環境保全措置として愛知青少年公園等の利活用の検討を進めるなど環境負荷のさらなる低減に努め、見直し後の会場計画検討案をもとに評価書(H11.10月)を作成し、公表しました。

今回の検討状況報告書は、その後、評価書についての通産大臣意見を受けて改めて会場計画等を見直し、BIE登録申請書に盛り込んだ新たな会場計画について、現段階における重点的に早急に検討すべき環境保全上の課題に対する検討状況を取りまとめたものです。したがって、準備書についての知事意見は、この報告書の作成の趣旨と直接関わっておりませんので、その全文は掲載しておりません。

同様に、愛知県知事に提出された瀬戸市長及び豊田市長の意見についても掲載しておりません。

なお、知事意見は、博覧会協会の見解も付して評価書(H11.10月)に記載しております。また、今後作成する修正評価書にも記載いたします。

22 - 13 p.24、評価書段階における意見として、長久手町長の意見があるが、「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領の手続きにある環境庁長官、瀬戸市長、豊田市長の意見さえ省略しているのに、なぜ特別扱いで記載しているのか、これは「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」の手続きのどれにあたるのか。

《 見 解 》

長久手町長の意見は、通産大臣意見（第1-1.(2)）において、青少年公園地区等について関係者の意見を聴きつつ検討を進めることなどが指摘されたことから、平成12年7月10日に、新たに会場候補地となった愛知青少年公園の地元自治体である長久手町に対し、博覧会協会から環境保全の見地を中心とした意見を直接お聴きしたところ、8月8日付けで回答をいただいたものです。この意見の内容は、重点的に早急に検討すべき環境保全上の課題の抽出過程（スコーピング）に関わっておりますので、その全文を掲載しました。

22 - 14 p.24、評価書段階における意見として、通産大臣、住民、市民団体等、長久手町長の意見があるが、大きく影響を与えたはずのBIEとの意見交換内容も秘密にせずに公表すべきである。

《 見 解 》

検討状況報告書 p.24 は、主に環境影響評価手続きにおける評価書段階の意見について記載しております。また、BIEとの意見交換については、記者会見等により公表されております。なお、ご意見の趣旨を関係機関に申し伝えます。